

平成19年第4回三笠市議会定例会

平成19年12月25日(第3日目)

議事次第(第3号)

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
 - (1) 一般行政報告
- 3 議 事
- 4 閉会宣告

議事日程

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 諸般報告について(一般行政報告) |
| 日程第 2 | 議案第74号から議案第84号までについて(委報第7号) |
| 日程第 3 | 議案第86号 議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査について |
| 日程第 4 | 意見書案第9号 品目横断的経営安定対策に関する意見書 |
| 日程第 5 | 意見書案第10号 メディカルコントロール体制の充実を求める意見書 |
| 日程第 6 | 意見書案第11号 季節労働者対策の強化を求める要望意見書 |

出席議員(12名)

- | | | | | | |
|----|-----|--------|-----|-----|--------|
| 議長 | 5番 | 高橋 守氏 | 副議長 | 1番 | 丸山 修一氏 |
| | 2番 | 岩崎 龍子氏 | | 3番 | 佐藤 孝治氏 |
| | 4番 | 齊藤 且氏 | | 6番 | 武田 悌一氏 |
| | 7番 | 儀惣 淳一氏 | | 8番 | 猿田 重夫氏 |
| | 9番 | 谷津 邦夫氏 | | 10番 | 藤浪 成憲氏 |
| | 11番 | 扇谷 知巳氏 | | 12番 | 熊谷 進氏 |

欠席議員(0名)

説明員

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 市長 | 小林 和男氏 | 副市長 | 西城 賢策氏 |
| 総務部長 | 森原 裕氏 | 総務課長 | 星野 直義氏 |
| 財務課長 | 磯瀬 孝氏 | 企画経済部長 | 松本 哲宜氏 |
| 企画振興課長 | 須河 恵介氏 | 農林課長 | 松浦 基晴氏 |
| 商工観光課長 | 右田 敏氏 | 環境福祉部長 | 澤上 弘一氏 |

市民生活課長・

選管事務局長	内 田 克 広 氏	福祉事務所長	阿 部 弘 之 氏
保健福祉課長	永 田 徹 氏	建設部長	中 沢 敏 男 氏
建設管理課長	金 子 満 氏	建設課長	米 田 廣 文 氏
水道課長	作佐部 盛 秀 氏	教育委員長	大 野 政 行 氏
教 育 長	富 樫 繁 樹 氏	教育次長	黒 田 憲 治 氏
学校教育課長	栗 山 俊 彰 氏	社会教育課長	田 中 哲 也 氏
病院事務局長	吉 田 正 幸 氏	消 防 長	富 田 照 男 氏
消防署長兼			
総務予防課長	辻 道 元 信 氏	消 防 課 長	石 岡 竹 志 氏
生活安全センター長	西 原 淳 志 氏	監 査 委 員	宇 野 政 美 氏
監査委員事務局長	中 村 正 法 氏		

出席事務局職員

議会事務局長	北 山 一 幸 氏	総務係長	豊 口 哲 也 氏
--------	-----------	------	-----------

開 議 宣 告

議長（高橋 守氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 諸 般 報 告

議長（高橋 守氏） 日程の1 諸般報告に入ります。
一般行政報告の追加について、市長から報告を求めます。
市長、登壇報告願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） それでは、行政報告追加分1件について御報告申し上げます。

報告第1号、国工事についてでございますが、御承知のように、空知中央用水地区市来知頭首工の工事が本格的に始まることに伴いまして、それに関連する道路工事2カ所ございますので、御報告させていただきます。

一つは、ちょうどここから、三笠から下がりまして、清住町に上る坂の途中に市来知頭首工に行く小さな道路がございますけれども、そこをアスファルト舗装にするという工事でございます。あわせてその周辺に、その道路沿いに管理棟が建設されるということに伴って、敷地の整備ということでの工事がございます。それが1カ所。

もう一つは、この市来知頭首工の工事に伴って、その資材等の部分を搬送するために、青山橋を渡って、美園町から昔で言うところの1マイルというのですか、その道路に行く道路がございます。そこに青山橋を渡って、渡り過ぎてから真っすぐ行って右に曲がるカーブの手前のところから川のほうに向かう道路、約177メートルがあるわけですが、ここは砂利道になるというふうに聞いております。その工事がございます。

幅はいずれも4メートルと、こういうことになっております。この工事がそこに記載されております契約金額、工期、それから工事請負人、そういうことで行われることになりましたので、御報告させていただきます。

以上です。

議長（高橋 守氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。
報告第1号、建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

日程第2 議案第74号から議案第84号までについて（委
報第7号）

議長（高橋 守氏） 日程の2 委報第7号、議案第74号から議案第84号までにつ
いてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において、特別委員会に付託したものであり、条例等審査特別委
員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

熊谷委員長、登壇報告願います。

（条例等審査特別委員会委員長熊谷進氏 登壇）

条例等審査特別委員会委員長（熊谷 進氏） さきの本会議で付託になりました議案に
つきまして、その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第74号から議案第76号までの条例改正3
件、議案第77号の協議1件、議案第78号から議案第82号までの補正予算5件、議案
第83号及び議案第84号の市道廃止認定の2件の合計11件であり、以下御報告申し上
げますが、審査の詳細及び質疑答弁の内容につきましては、今回、議長を除く全議員が委
員となり審査を行っておりますので省略させていただき、審査の結果についてのみ御報告
させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

なお、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了
承賜りたいと思います。

それでは、報告いたします。

議案第76号を除く議案第74号三笠市職員旅費条例の一部を改正する条例の制定につ
いて、議案第75号三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案
第77号空知教育センター組合規約の変更に関する協議について、議案第78号平成19
年度三笠市一般会計補正予算について、議案第79号平成19年度三笠市国民健康保険特
別会計補正予算について、議案第80号平成19年度三笠市介護保険特別会計補正予算に
ついて、議案第81号平成19年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算について、議
案第82号平成19年度三笠市水道事業会計補正予算について、議案第83号市道路線の
廃止について、議案第84号市道路線の認定についてであります。特段の討論もなく、
原案可決すべきものと決定しました。

なお、議案第76号三笠市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、一定の
議論が交わされたところでありますが、本件は市民生活に直結した重要な案件であること
から、さらに慎重な審査が必要と判断し、委員会条例第37条の規定により、閉会中の継
続審査の議決を求めることで決定しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査の結果についての御報告とさ

させていただきますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、議案第74号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に議案第75号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第76号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、議案第76号についての質疑を終了します。

お諮りします。

議案第76号については、条例等審査特別委員長から、委員会条例第37条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第76号三笠市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、条例等審査特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに決定しました。

次に、議案第77号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に議案第78号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第79号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に議案第80号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第81号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第82号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第83号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 最後に、議案第84号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、議案第74号、議案第75号及び議案第77号から議案第84号までについての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第74号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第74号については、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第74号三笠市職員旅費条例の一部を改正する条例の制定については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第75号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第75号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第75号三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第77号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第77号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第77号空知教育センター組合規約の変更に関する協議については、条例等審査特別委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第78号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第78号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第78号平成19年度三笠市一般会計補正予算については、条例等審査特別委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第79号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第79号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第79号平成19年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第80号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第80号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第80号平成19年度三笠市介護保険特別会計補正予算については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第81号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第81号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第81号平成19年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算については、条例等審査特別委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第82号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第82号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第 8 2 号平成 1 9 年度三笠市水道事業会計補正予算については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 8 3 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 8 3 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第 8 3 号市道路線の廃止については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第 8 4 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 8 4 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第 8 4 号市道路線の認定については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第 3 議案第 8 6 号 議会運営委員会及び各常任委員会 所管事項調査について

議長(高橋 守氏) 日程の 3 議案第 8 6 号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第 8 6 号について原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 8 6 号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

日程第 4 意見書案第 9 号 品目横断的経営安定対策に関する意見書

議長（高橋 守氏） 日程の 4 意見書案第 9 号品目横断的経営安定対策に関する意見書を議題とします。

本案については、齋藤議員ほか 2 名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、武田議員から提案理由の説明を求めます。

武田議員、登壇説明願います。

（ 6 番武田悌一氏 登壇 ）

6 番（武田悌一氏） 意見書案第 9 号品目横断的経営安定対策に関する意見書について朗読提案させていただきます。

本年 4 月から始まった品目横断的経営安定対策は、W T O における国際規律の強化などに対応して、食料・農業・農村基本法に基づき、対象者の担い手に施策を集中・重点化を図り、担い手の経営安定などを目的として導入されました。

しかしながら今回の対策は、U R 合意での国内支持削減による農業所得の減少分を補てんすることなく放置したまま、これまでの規模と効率を優先した経済合理主義の農政を改めず、市場原理の徹底で小規模農家を切り捨て、偏った構造改革を促進する内容となっています。

特に、生産条件不利補正対策は、担い手農家にとって最も重要な所得保障の視点が欠如しており、今までの価格支持政策の予算内で、面積支払いと数量支払いの仕組みを導入したために、さまざまな制度の矛盾が露呈しています。このままでは、ますます担い手の生産意欲が減退し、国内生産の低下に拍車をかけるとともに、経営悪化による離農、過疎化など農村の疲弊をより深化させ、農業の持続性、農村の存続基盤を根底から揺るがすこととなります。

つきましては、食料自給率の向上や農業・農村の持続的発展に向け、品目横断的経営安定対策の抜本的改善を図るよう下記のとおり要望いたします。

記。

1、生産条件不利補正対策における過去の生産実績に基づく支払い（面積単価）については、各作物の再生産可能な水準まで引き上げること。また、毎年の生産量・品質に基づく支払い（数量単価）については、自給率向上や品質、生産性の向上など生産者の努力が報われるよう別途予算で措置すること。

2、市町村段階における面積単価並びに面積換算の算定に用いる反収については、生産

実態に即した統計資料を用いるなど算定要素の統一性を図ること。

3、平成19年産は交付金決定時から比較して、肥料・農薬・燃料など価格高騰による生産コストが上昇している環境から、別途の補てん対策を講ずること。

4、農業者経営移譲年金の受給や事故等によって、交付金決定前に経営を移譲せざるを得ない場合について、当該生産者に交付金が支払われるよう制度を見直すこと。

5、価格暴落により補てん基準価格が再生産困難な水準まで低下する場合が想定されるため、対象作物の標準的な生産コストを賄える補てん基準価格を下限として設定すること。

また、積立金を超える価格下落に対しては、国が全額補てんする仕組みに改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月25日、北海道三笠市議会。

提出先につきましては、内閣総理大臣、農林水産大臣、財務大臣。

以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第9号について、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第9号品目横断的経営安定対策に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

日程第10 意見書案第10号 メディカルコントロール体制の充実を求める意見書

議長（高橋 守氏） 日程の5 意見書案第10号メディカルコントロール体制の充実を求める意見書を議題とします。

本案については、丸山議員ほか3名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、佐藤議員から提案理由の説明を求めます。

佐藤議員、登壇説明願います。

（3番佐藤孝治氏 登壇）

3番（佐藤孝治氏） 意見書案第10号を朗読によって提案させていただきます。

メディカルコントロール体制の充実を求める意見書。

外傷や脳卒中、急性心筋梗塞等の救急治療を要する傷病者に対する救急出動件数（平成18年）は、523万件余りに上ります。この救急・救助の主体的役割を担う人材が救急医及び救急救命士等であり、一刻を争う救命処置とともに高い専門性が求められることから、救急隊が行う応急措置の質の向上を協議するメディカルコントロール（MC）体制の充実、特に医師による直接の指示・助言（オンラインMC）体制の整備が求められています。

しかし、都道府県のもと、各地域に設置されているメディカルコントロール協議会では、救急救命士等が実施する応急手当・救急救命処置や搬送手段の選定等について、医師の指示・助言、事後検証、教育体制の整備等の手順及び活動基準のマニュアル化が十分なされていないことから、早急に住民の目線からのMC体制づくりを推進すべきであります。

今年5月に都道府県MC協議会を統括する「全国メディカルコントロール協議会連絡会」が発足しました。国として、各地域の現場の声を集約する環境が整ったことから、地域のMCにおける課題や先進事例等について、しっかりと意見交換をした上で、速やかに情報をフィードバックしていくシステムを構築すべきであります。このような対応を進めることにより、救急治療を要する傷病者に対して、救急隊による適切な応急措置と迅速、的確な救急搬送が行われるようMC体制の充実を図るべきであります。

以上のことから、下記の項目について国は早急に実施するよう、強く要望いたします。

1、全国メディカルコントロール協議会連絡会を定期開催し、地域メディカルコントロール協議会との連携強化を図ること。

2、メディカルコントロール協議会を充実させるための財政措置の増大を図ること。

3、オンラインメディカルコントロール体制の構築を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成19年12月25日。

北海道三笠市議会。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣。

以上、よろしく御審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第10号について、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

意見書案第10号メディカルコントロール体制の充実を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

日程第10 意見書案第11号 季節労働者対策の強化を求める要望意見書

議長(高橋 守氏) 日程の6 意見書案第11号季節労働者対策の強化を求める要望意見書を議題とします。

本案については、丸山議員のほか4名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、岩崎議員から提案理由の説明を求めます。

岩崎議員、登壇説明願います。

(2番岩崎龍子氏 登壇)

2番(岩崎龍子氏) 意見書案第11号につきまして、読み上げて提案させていただきます。よろしく願いいたします。

季節労働者対策の強化を求める要望意見書。

北海道は積雪・寒冷という自然条件によって、季節的に失業を余儀なくされる12万6,000人余り(平成18年度)の労働者がおり、建設業を中心に農業、林業、コンクリート2次製品などの製造業、運搬業の一部、観光産業などのサービス業に従事しております。

今、これらの季節労働者はかつてない厳しい冬を迎えております。30年にわたって季節労働者の冬期間の雇用と生活を支える「命綱」として重要な役割を果たしてきた冬期技能講習など国の季節労働者冬期援護制度が2006年度限りで廃止されました。

さらに、雇用保険法の「改正」によって、これまで50日分であった特例一時金が本則では「30日分」とされ、「当分の間は40日分」とする削減が、今年度から施行されております。

1人平均5万円となる特例一時金の削減と冬期技能講習制度の廃止によって、季節労働者は平均20万円の特例一時金だけで厳冬の3カ月から4カ月を生活することになり、ぎりぎりの生存ラインを脅かす深刻な事態が予想されます。

国・厚生労働省は今年度から「通年雇用促進支援事業」などを実施するとしていますが、極めて不十分であります。予算規模は総額で3億2,000万円でしかなく、事業内容についても、賃金や受講給付金など労働者の「所得保障」にかかわるものは認められないため、有効な対策とはなりません。加えて、国・厚生労働省は、特例一時金削減に対応する施策を何ら具体化しておりません。

「通年雇用化」を進めることは当然のことではありますが、厳しい自然環境とそれに伴うコスト増という制約もあり、なお相当数の労働者が季節的に失業せざるを得ないのが北海道の現実であります。したがって、国として次の対策を講ずるよう要望いたします。

記。

1、雇用保険の特例一時金の削減を凍結し、「50日分」に戻すこと。

2、「通年雇用促進支援事業」予算を大幅に増額するとともに、季節労働者の実態に即した弾力的な運用を図ること。また、季節労働者の冬期の失業に対し、公的就労と所得保障など実効ある追加対策を講ずること。

3、地方における生活密着型の公共事業を拡大すること。また、政府として地方自治体の財源確保措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成19年12月25日。

北海道三笠市議会。

提出先につきましては、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、総務大臣となっております。

皆さんの御審議、よろしく願いいたします。

議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第11号について、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第11号季節労働者対策の強化を求める要望意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了しました。

市長あいさつ

議長（高橋 守氏） この際、市長からの発言の申し出がありますので、許可します。

市長、登壇願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 本日の第4回定例会をもちまして、平成19年の議会は最後となるわけでございます。この1年間、議員の皆さん、そして市民の皆さんの御支援と御協力

をいただきまして、何とか円滑な行政を推進してきましたこと、心から感謝を申し上げる次第でございます。

平成19年も余すところわずかになりました。振り返ってみますと、春の統一地方選挙で市民の皆さんをはじめ、多くの方々の力強い御支援と心温まる御厚情により、無投票で2期目のスタートを切ることができました。

さて、ことしを振り返ってみますと、日本ハムファイターズのパ・リーグ制覇、コンサドーレ札幌のJ1復帰、野球日本代表の北京オリンピック出場決定など、明るい話題もありましたが、全般的に不安な話題も多かった年でもありました。

まず、相次ぐ食肉メーカー、ミートホープの偽装から始まって、大手菓子メーカーの賞味期限の改ざんや偽装など、さらには消えた年金問題と称される年金記録漏れ、原油高騰によるガソリンや灯油のたび重なる値上げなど、国民・市民生活に直結する問題が数多くありました。

また、政治の混迷も続きました。政治と金の問題や年金問題から端を発し、招いた政治不信による参議院議席逆転や安倍首相の突然の退陣による福田内閣の誕生、ねじれ国会での議論の行き詰まりなど、今後の地方対策を含めた政治全般にわたっての不安が残されたところであります。

ことしの世相をあらわす漢字として「偽」という字が選ばれましたが、このような字が選ばれたことは非常に残念でなりません。

一方、ことしも自然から脅威を受けた1年でもあったと思われれます。スマトラ島地震や新潟県中越沖地震など、国内外では昨年に引き続き天変地異が起これ、多くのとうとい人命を奪い、多額の被害をもたらしました。そしてまた、ことしは地球温暖化が原因と見られる記録的な猛暑でも多くのとうとい命が奪われ、改めて早急な温暖化対策の必要性を強く実感しているところであります。

翻って三笠市を見ますと、前西村副市長、前会計管理者の富樫課長が相次いで亡くなるなど、多少の混乱はありましたけれども、皆様方の温かい御支援によりまして、無事この1年間市政を執行してまいることができました。改めて、議員各位に対してお礼を申し上げる次第であります。

御承知のとおり、政府は夕張市の財政再建団体認定を契機に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律を制定し、連結決算方式が導入されることとなり、地方自治体はさらに厳しい環境となることは否めません。福田内閣発足後も、地域間格差の是正を重点課題として地方重視の姿勢はあるものの、決して楽観視できる状況ではなく、大変な時期を迎えた中での年の幕切れとなります。

この中で、ことしは限られた予算により、居住環境の向上のための若松・堤団地の建てかえ、地域公衆衛生の確保を図るための弥生共同浴場の改築、サンファームエリア再開発事業における健康増進施設の誘致及び新店舗等の整備やパークゴルフ場の整備、地球温暖化防止に向け資源の有効活用を行うための新エネルギービジョンの策定などの事業を進め

ることができました。また、このたびは福祉灯油助成事業も御承認いただき、高齢者等低所得者世帯の福祉向上を図ることもできます。

これからも引き続き地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、行財政改革を推進するとともに、従来の慣習にとられることなく、研ぎ澄まされた感覚と新しい発想に裏打ちされた英知を融合させ、だれもが住んでよかったと思えるまちづくりを目指して、一生懸命行政のかじ取りとして頑張っていきたいと決意を新たにしているところであります。

そういった意味におきましても、私の足らざる面を議員の皆様方の御支援と励ましによって本年を過ごさせていただいたことを心から厚くお礼申し上げます。

これから年末年始、多事多難とは思いますが、どうかひとつ健康だけは御留意されまして、家族ともどもおそろいで新しい平成20年をお迎えいただきたいと思えます。

新年におかれましては、本年に引き続き三笠のまちづくりに情熱を燃やして頑張っていたきたいと、このことを念願し、1年間御支援をいただいたことに対しお礼を申し上げます、年末に当たって私の感謝のごあいさつにかえさせていただきます。

大変ありがとうございました。（拍手）

議長あいさつ

議長（高橋 守氏） 続いて、私からもごあいさつを申し上げたいと思えます。

大変高い席からでございます、大変申しわけないと思っておりますが、平成19年につきましては、統一地方選挙から始まり、参議院選挙があり、大変多忙な1年を皆様方も過ごしたと思っております。

その中でも、三笠市におきましては、先ほど市長からのごあいさつもあったとおり、前副市長がお亡くなりになり、また部下である富樫さんもお亡くなりになり、大変残念なことございまして、改めて御冥福を申し上げたいと思っております。

その中で、この三笠市、一部の明かりが見えてきた平成19年だったのかなと私は思っております。病院の問題はあるにせよ、一般会計の中では何とか多くの市民の御協力を得、この行財政改革、13年間の本格的な行財政改革が本当に市民の皆さんの御協力により一つ一つ明かりが見えてきた1年だったのかなと思っております。

また、日本政府も地方に対する新たな目を向けていただくことのきっかけになった1年だったと私は思っております。

ただ、このことが本当の意味で、この三笠の自立のためにどのような効果になっていくのか、これについてはまだまだ不安定な要素があると思っておりますし、一番のこのまちの力は自主財源の割合だと思っております。今、三笠市は1割程度の自主財源しかないというのが現実でございますので、このものについてはまちの力をつけていく、働く場所もつくっていただいて若い人が残っていただいてこのまちを支えていっていただく、そのよ

うな長期、中期に立った政策が今、三笠市にとって必要な時期に入ったのかなと思っております。

この私が統一選挙後、皆さんのおかげで議長をさせていただき、皆さんのおかげで無事この年末まで議長を無難に過ごさせていただきましたことにつきまして、心からお礼申し上げますとともに、今後、また皆様方のさらなる御協力をいただきながら、無事議会運営をさせていただきたいと思っております。今後とも皆様方に多大なるお世話になることを心からお願い申し上げたいと思っております。

また、最後になりますが、次年度、この三笠市がより明るい方向に発展しますとともに、きょうお集まりの皆様方の御健勝と御発展を心から御祈念申し上げまして、簡単ではございますけれども、年末に対してのごあいさつにさせていただきたいと思っております。

今後ともよろしくお願い申し上げたいと思っております。（拍手）

閉 会 宣 告

議長（高橋 守氏） 以上をもちまして、平成19年第4回定例会を閉会します。
御苦労さまでございます。

閉会 午前10時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員